

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
（岐阜市所管の施設等を含む。）
（国立・公立の施設・事業所に限る。）

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

国立・公立の障害福祉サービス施設・事業所等における
障害福祉従事者慰労金の申請方法について

平素より、県の障がい福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記事業につきまして、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害福祉サービス等分）に係る申請受付の開始について」（令和2年7月20日付け障第580号岐阜県健康福祉部障害福祉課長通知）により申請を依頼しておりますが、このうち国立・公立の障害福祉サービス施設・事業所等における障害福祉従事者慰労金の申請方法について、別添のとおり追加連絡いたしますので、ご対応をお願いします。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	奥 村	担 当	山 中
電 話	058-272-1111 内2615		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		

国立・公立の障害福祉サービス施設・事業所等における 障害福祉従事者慰労金の申請方法

※国立・公立の施設・事業所のみの取扱いとなります。

1 障害福祉従事者慰労金の給付申請について

- 国立・公立の施設・事業所においては、適当な勘定科目がない等予算措置の関係から従事者への慰労金に係る代理受領ができないこと等のため、各従事者に対しては、各従事者が指定される個人口座へ、県から直接慰労金の振り込みを行います。
- そのため、各市町村等においては慰労金に係る規則、要綱等の制定や予算措置は不要ですので、ご留意願います。
- なお、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害福祉サービス等分）のうち**障害福祉従事者慰労金以外の補助金**（感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業及び在宅サービス、計画相談支援及び障害児相談支援事業所による利用者への再開支援への助成事業並びに在宅サービス、計画相談支援及び障害児相談支援における環境整備への助成事業）については、**岐阜県国民健康保険団体連合会の電子請求受付システム**を利用して申請願います。

2 給付申請書の提出方法等について

1. 申請書の作成

各従事者及び退職者（以下「従事者等」という。）の方は、「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金（障害分）個人用申請書」（別紙1）を作成してください。

※なお、様式中「勤務先における申請者の業務内容等」の欄については、施設・事業所において記載してください。

2. 申請書のとりまとめ

従事者等の方が作成した個人用申請書を、施設・事業所にて取りまとめるとともに、「障害福祉従事者慰労金に係る送付票」（別紙2）を作成してください。

3. 申請書の提出

施設・事業所は、取りまとめた個人用申請書と送付票を、岐阜県障害福祉課事業所指導係へ1部郵送してください。

4. 申請書の審査

岐阜県障害福祉課において、提出された申請書の内容を確認します。

5. 慰労金の支給

申請内容に問題がなければ県が交付決定し、申請された従事者等の方が指定した口座に県から直接入金いたします。

※施設・事業所の管理者におかれましては、慰労金の申請を行った従事者等の方に、申請・給付に関する証拠書類を大切に保管するよう依頼してください。